

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

広島県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成七年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「小学校」の下に「又はこれに準ずる学校」を加え、同項第三号中「第十四条第一項」を「第十四条第一項第一号」に改め、「に規定する要介護者」の下に「(以下「要介護者」という。)」を加える。

第十条第一項の表第十六号の項中「条例第十四条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)」を「要介護者」に改める。

第十一条第一項中「第十四条第一項」を「第十四条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十四条第三項」を「第十四条第二項」に改め、同条第三項第一号中「介護休暇」を「同条第一項第二号に規定する第一号介護休暇(以下「第一号介護休暇」という。)」に改め、「期間が」の下に「三月の範囲内において必要と認められる継続した期間と」を加え、同項第二号中「第十四条第三項」を「第十四条第二項」に、「介護休暇」を「第一号介護休暇」に改め、「期間が」の下に「三月に第二項に規定する期間を加えた期間の範囲内において必要と認められる継続した期間と」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第十四条第三項の人事委員会規則で定める場合は、同項に規定する第二号介護休暇(以下「第二号介護休暇」という。))を受けている間に要介護者の介護を必要とする状態がなくなつたことその他の事由により、当該第二号介護休暇が取り消された後、新たに介護を必要とする状態が生じたことにより、二年六月から既に受けた第二号介護休暇の期間を除算した期間の全てについて第二号介護休暇を受けようとする場合において、その期間のうち六月未満の端数期間について第二号介護休暇を受ける場合とする。

4 条例第十四条第三項の人事委員会規則で定める期間は、前項に規定する六月未満の端数期間とする。

第十一条に次の一項を加える。

6 条例第十四条第五項の人事委員会で定める期間は、二年六月とする。

第十五条第一項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して、原則として一週間前の日」を「次の各号に掲げる介護休暇の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一号介護休暇 第一号介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日か

ら起算して一週間前の日

二 第二号介護休暇 第二号介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一月前の日

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に改める。

第七条第三項中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に改め、同条第四項中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に改め、「以下「育児休業」という。」の下に「、勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇(以下「第二号介護休暇」という。)」を加える。

第十四条中「育児休業をし」の下に「、第二号介護休暇を受け」を、「育児休業の期間中」の下に「第二号介護休暇の期間中」を加え、「又は職務に復帰し」を「職務に復帰し、又は休暇の終了し」に改める。

第二十六条第一項第一号中「配偶者同行休業をし」の下に「、第二号介護休暇を受け」を加え、同条第二項中「同じ。」の下に「、第二号介護休暇を受け」を加え、同条第三項第三号中「除く。」の下に「、第二号介護休暇を受けている職員」を加え、同条第四項中「育児休業をし」の下に「、第二号介護休暇を受け」を加える。

第二十六条の二第一項第三号中「配偶者同行休業中」の下に「、第二号介護休暇中」を加える。

第二十六条の十第一項中「育児休業をし」の下に「、第二号介護休暇を受け」を加える。
第二十七条第一項第一号中「配偶者同行休業をし」の下に「、第二号介護休暇を受け」を加え、同条第八項第二号中「育児休業をしている職員」の下に「、第二号介護休暇を受けている職員」を加え、同項第八号中「第十四条の規定による介護休暇」を「第十四条第一項第二号に規定する第一号介護休暇」に改める。

第二十七条の二第一項中「配偶者同行休業中」の下に「、第二号介護休暇中」を加える。
(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の八第一号中「又は職員の」を「、職員の」に改め、「配偶者同行休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間」の下に「又は職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)第十六条の規定による第二号介護休暇(同条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。)」の承認により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

(職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第四条 職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号)の一

部を次のように改正する。

第十条の二第二項第三号中「育児休業をいう。以下同じ。」をし」の下に「、第二号介護休暇（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。以下同じ。）を受け」を加える。

第十条の四第二項中「育児休業をし」の下に「、第二号介護休暇を受け」を加え、「又は職務に復帰し」を「職務に復帰し、又は休暇の終了し」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この人事委員会規則の施行の日から平成二十八年四月三十日までの期間内の日から第二号介護休暇の承認を受けようとする職員における改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第十五条第一項第二号の適用については、同号中「から起算して一月前の日」とあるのは、「までの間において、できるだけ速やかに」とする。